

令和7年度介護保険事業者等集団指導

共通事項①～介護保険制度及び法令の遵守について～

長野県健康福祉部介護支援課

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

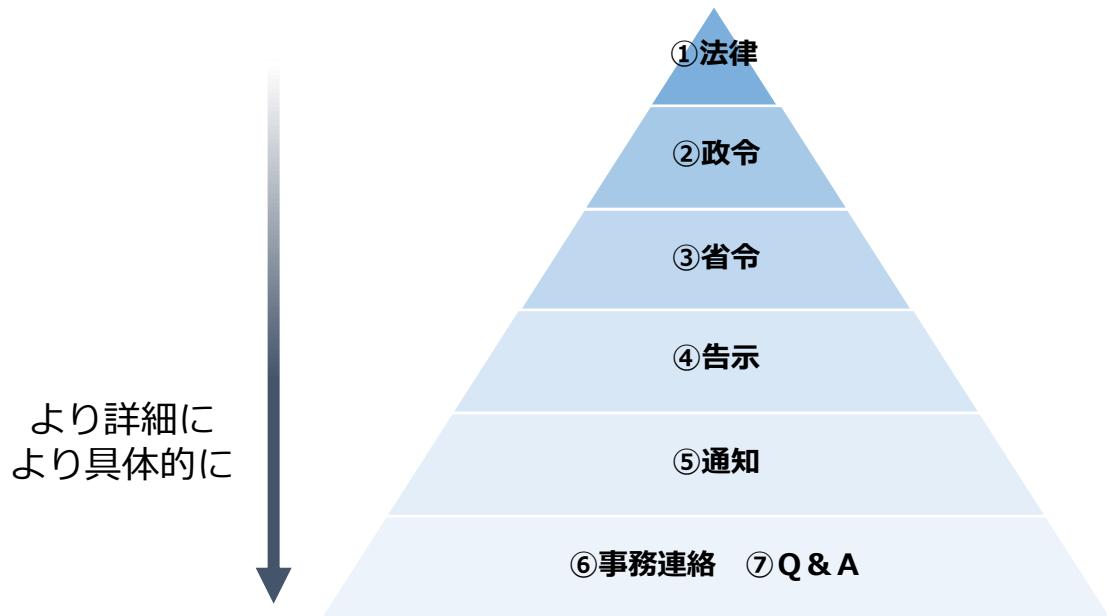
松本市健康福祉部高齢福祉課



1. 法令等の理解
2. 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の基準条例について
3. 介護サービス事業者の業務管理体制整備について

1. 法令等の理解

法令の構造



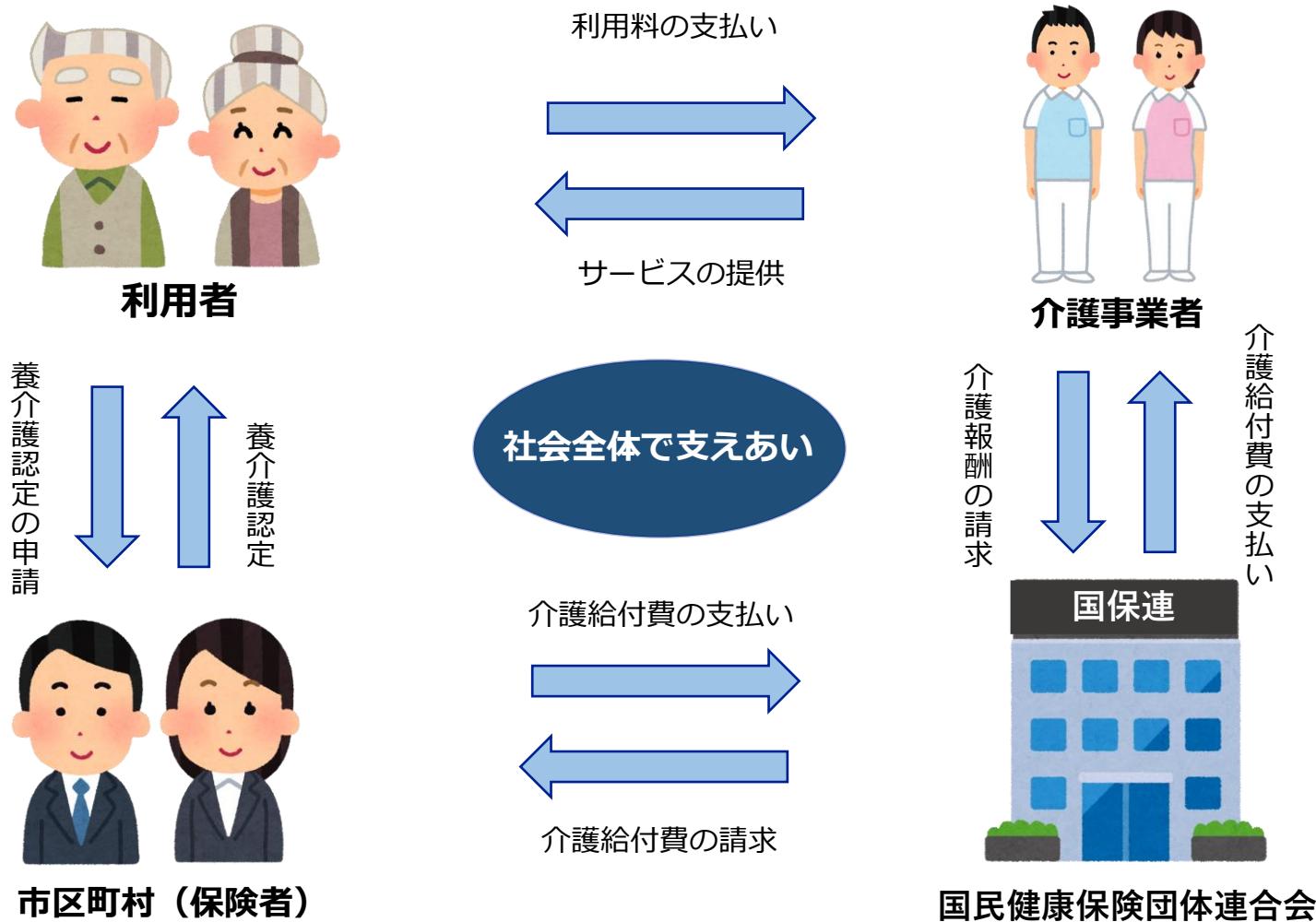
法律	介護保険法（平成9年法律第123号）
政令	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
省令	・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成11年厚生省令第37号） 等
条例	介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号） 等
告示	・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成12年厚生省告示第19号） ・厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）
通知	（ア）指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号） 等 ※同様の内容を県の要綱において規定（記録の保存期限について、県独自に定めた基準あり） （イ）指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分） 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号） 等
事務連絡 Q & A	介護保険最新情報 等

介護保険制度の基本

介護保険制度 = **高齢者の「介護」を社会全体で支えあう制度**

介護保険で最終的に目指す姿 = 尊厳（=本人の主観的な部分も含む）と自立した日常生活

介護サービス事業者は、**要介護者的人格を尊重**するとともに、**法令を遵守**し、職務を遂行する必要がある
(介護保険法第1条、第74条第6項 他)



2. 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の基準条例について

厚生労働省令の改正に伴い、介護保険サービスに係る基準を定めている県条例を改正
(令和6年4月1日（一部規定は、令和6年6月1日）施行)

三 改正ポイント

1 身体拘束等の禁止等

緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこと。
また、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録すること。

2 医療機関との連携

協力医療機関（在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等）との実効性のある連携体制の構築。

3 生産性向上の取組の推進

生産性向上の取組を推進するための利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催。

4 一部条例の廃止

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（令和6年4月1日廃止）

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の基準条例について② (参考)

条 例	施 行 規 則	要 約
指定 居宅サービス	介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号）	介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第22号）
指定 介護予防サービス	介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号）	介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第23号）
指定 介護老人福祉施設	介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第53号）	介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第24号）
介護老人保健施設	介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第55号）	介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第25号）
養護老人ホーム	養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第56号）	養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第26号）
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第57号）	特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第27号）
軽費老人ホーム	軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正（平成24年長野県条例第58号）	軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第28号）
介護医療院	介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号）	介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号）

※地域密着型サービス、居宅介護支援等については市町村の定める条例による

○掲載先（長野県公式HP）

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険 > 介護保険法・老人福祉法等に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に係る条例、施行規則及び要綱について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/kaigo/jorei270401.html>

3.介護サービス事業者の業務管理体制整備について

業務管理体制の整備について①

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の39)

不正事業の再発防止と介護事業のより適正な運営を図るため、事業者（法人）は、事業所の規模（事業所数）に応じて、法令遵守を含む業務管理体制の整備・届け出を行うことが義務付けられています。

1 法令遵守責任者の選任 (すべての事業者)

介護保険法（以下、「法」という。）及び法に基づく命令の内容に精通した**法務担当の責任者**を選任すること。法務部門を設置していない事業者の場合には、**事業者内部の法令遵守を確保できる者**を選任

2 法令遵守規程の整備 (事業所数が20以上)

日常の業務運営に当たり、事業者の従業員に法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務のプロセス等を記載したもの等を整備

3 業務執行状況の監査 (事業所数が100以上)

業務が法令に沿って行われているかを**定期的に確認**
(事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらでも可)

体制を整えたら**法人単位**で行政機関に届出をする必要があります。
事業所数や地域によって届出先が異なりますので注意して下さい。 (13ページ参照)



事業所数の数え方

- ✓ 事業所等の数については、その**指定を受けたサービス種別ごとに1事業所**と数える。
(同一事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は異なる事業所等として数える)
(訪問看護事業所（介護予防含む）の場合は2事業所と数える)
- ✓ 事業所等の数には、**介護予防及び介護予防支援事業所**は含むが、**みなし事業所**は除く。
- ✓ **総合事業**における介護予防・生活支援サービス事業は、**事業所等の数**から除く。

届出が必要となる事由

- 1 **業務管理体制の整備に関して届け出る場合（新規の届出）** 第1号様式
すべての事業者（法人）について届け出が必要
- 2 **事業所の指定による事業展開地域が変更し
届出区分の変更が生じた場合** 第1号様式
この場合区分変更前の行政機関と区分変更後の行政機関の双方に届け出る
必要有
- 3 **届出事項に変更があった場合** (※) 第2号様式

業務管理体制の届出について③

(※) 変更届が必要となる事項

(介護保険法施行規則第140条40)

届出事項	対象となる介護サービス事業者
事業所の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
「業務が法令に適合することを確保するための規程」の概要	事業所等の数が20以上の事業者
「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が100以上の事業者

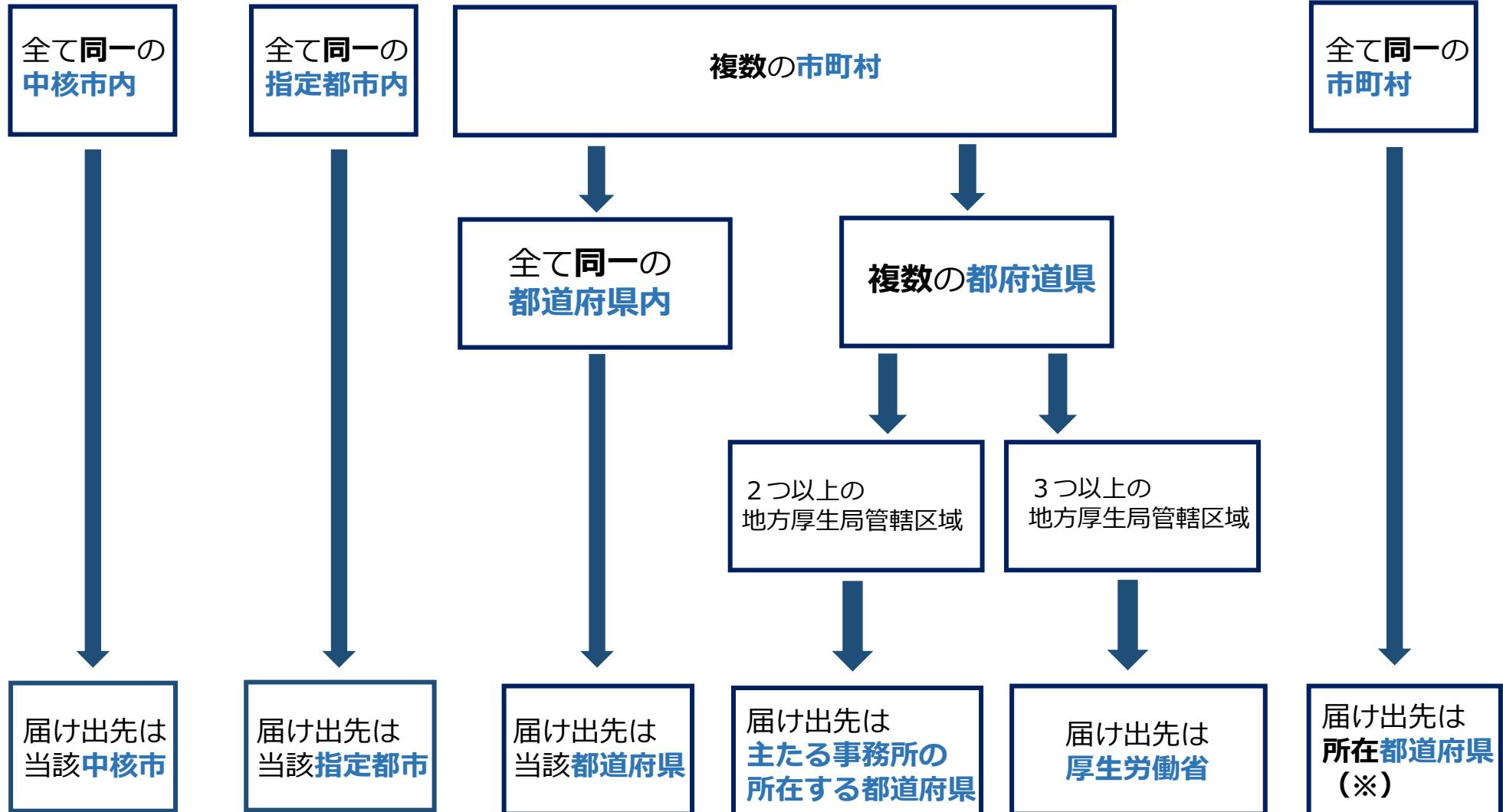
以下の場合は、変更届は不要です

- ・ 事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合
(事業所区分に変更がない場合)
- ・ 法令遵守規程の字句の修正など、業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合



業務管理体制届出先（参考）

運営する介護サービス事業所の所在地は？



(※) 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者の場合は市町村

業務管理体制の届出先について（参考）

（介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条40）

三 地方厚生局管轄区域一覧

地方厚生局	管轄区域
北海道厚生局	北海道
東北厚生局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越厚生局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海北陸厚生局	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿厚生局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国厚生局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州厚生局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

業務管理体制の整備に関する届出システムについて



業務管理体制の整備に関する届出システムURL

(<https://www.laicomea.org/laicomea/cmns01l/cmns01l1/init.do>)

業務管理体制の整備に関する届出システム

ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、ログインボタンをクリックして下さい。

ユーザID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>

届出事項の変更が必要になった際にご利用ください。

初めて本システムを利用される事業者の方へ :

[新規に届出を行う場合はこちら](#)

既に事業者番号(Aから始まる番号)をお持ちの場合 [はこちら](#)

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

【事業者の方へのお知らせ】

- ① 運用保守業者へのお問い合わせはメールでのみ対応しております。
電話による対応は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。
- ② お問い合わせいただいている内容に関しては順次対応しております。
ご不便おかけしますが、回答をお待ちいただく存じます。
- ③ 操作方法については操作マニュアルをご確認ください。
[操作マニュアルのダウンロードページ](#)

確認検査の目的

- ✓ 介護保険制度の健全かつ**適正な運営の確保**を図る
- ✓ 指定取消事案などの**不正行為の未然防止**

検査の視点

- ✓ **事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備**されているか。
- ✓ 指定取消処分相当事案発覚の場合は**組織的関与の有無を検証**（連座制の適用判断）。

確認検査の種類

1 一般検査

業務管理体制が適切に整備・運用されているかを定期的に確認し改善を促す

2 特別検査

不正行為や重大な法令違反が発生した場合に、業務管理体制の不備や組織的関与の有無を確認する



1 一般検査

実施頻度

概ね **6年に1回**

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施

検査内容と方法

検査は法人単位で行われ、事業所の数（規模）によって内容が異なる

規模	検査内容	実施方法
小規模（1～19）	<ul style="list-style-type: none">・法令遵守責任者の役割・業務内容	<p>書面検査</p> <p>※「業務管理体制の整備に関する報告書」の提出による</p>
中規模（20～99）	<ul style="list-style-type: none">・上記+法令順守規程の内容	
大規模（100以上）	<ul style="list-style-type: none">・上記+監査の実施状況	

2 特別検査



実施頻度

特定の事案が発生した場合に**隨時実施**



検査対象事案

- ・**指定取消や行政処分の対象となる事案**が発覚した場合
- ・**重大な法令違反や不正請求**が疑われる場合



実施方法

- ・**立入検査や出頭による聴取等**
- ・必要に応じて、**法人本部への立入**
- ・**複数都道府県にまたがる事業者**は厚生労働省や地方厚生局と**合同実施**の場合も

検査では主に、業務管理体制の問題点と事案発生の要因、及び指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無等を検証します。



(参考) 届出にあたっての主な質問事項及び回答内容 (厚生労働省Q&A)

質問	回答
休止中の事業所等については含まれるか。	休止中の事業所等も数に含める。
訪問介護における出張所等（いわゆる「サテライト事業所」）も1事業所として数えるのか。	サテライト事業所については、本体事業所に含まれるものであり、1事業所とは数えない。
事業所等の数に含めない「みなし事業所」とは何を指すのか。	「みなし事業所」とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）について、健康保険法による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所を指すものである。 (介護保険法第71条第1項、第115条の11を参照)
法人Aが運営する地域包括支援センターでは介護予防支援業務の一部について、法人Bが運営する居宅介護支援事業所に委託している。 この場合、法人Aの事業所等として、委託先である法人Bが運営する居宅介護支援事業所もカウントする必要があるか。また、法人Bは当該居宅介護支援事業所について、介護予防支援業務の委託を受けていることをもって介護予防支援事業所としてもカウントする必要があるか。	いずれの場合も、カウントする必要はない。
届出書に記載する事業所の指定年月日は、更新の有無にかかわらず当初の指定年月日を記載するのか。それとも更新していれば更新年月日を記載するのか。	当初の指定年月日を記載する。
A市内に所在する指定地域密着型サービス事業者（A市内のみで事業展開をしている事業者）をA市の同意を得てB市も指定している場合の業務管理体制の整備の届出は、A市及びB市の両方に行うことになるのか。	事業者が所在するA市のみに届出することとなる。
主たる事務所がA県にあって、全ての事業所等がB県のC市（中核市）のみに存する場合、この場合の届出先はA県か、B県か、C市か。	中核市の長（C市）あて届出をしていただくこととなる。

受講報告について

「説明動画の視聴 + 資料の閲覧」 → 受講確認票の提出 → 出席となります。

提出方法

「ながの電子申請サービス（長野県）」より受講確認票を申請してください。

注意事項

- ✓ 同一事業所で複数のサービスを行っている事業所はサービス種別毎に報告をお願いします。
(例：訪問介護及び通所介護事業所を運営している場合、訪問介護、通所介護それぞれのサービス種別毎で受講報告をお願いします。)
- ✓ 医療みなし事業所及び施設みなし事業所は本集団指導における受講対象に含みます。
- ✓ 居宅介護支援事業所、地域密着型サービス、総合事業サービスは本集団指導の受講対象から除きます。
(当該サービスの集団指導については、各指定権者（市町村、広域連合）へお問い合わせください。)
- ✓ 休止中の事業所は回答不要です。
- ✓ 長野市及び松本市所在の事業所については、各市に受講確認を報告してください。

長野県への受講報告はこちら
の二次元コードから申請が可
能です

★受講確認票の提出締切日は令和8年1月16日（金）です。

（締切日以降は受付できなくなります。）

